

八雲町告示第 57 号

八雲町の簡易水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の出納取扱金融機関並びに収納取扱金融機関を指定する告示

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書き及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、八雲町の簡易水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の業務に係る公金の収納並びに支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を下記のとおり指定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日

八雲町長 岩村 克詔

記

- 1 出納取扱金融機関
株式会社北洋銀行

- 2 収納取扱金融機関
渡島信用金庫八雲支店
新函館農業協同組合
八雲町漁業協同組合
落部漁業協同組合
北海道労働金庫
道南うみ街信用金庫